

## 第28回宮城県地方港湾審議会議事録

### 1 開催年月日及び場所

平成17年1月31日（月）午後2時から午後3時30分まで  
宮城県行政庁舎9階 第一議室

### 2 出席者の職名及び氏名

- ・ 東北学院大学教授 長谷川信夫
- ・ 八戸工業大学大学院特任教授 須田 煉
- ・ 岩手県立大学教授 首藤伸夫
- ・ (株) 横山芳夫建築設計監理事務所専務取締役 横山英子
- ・ (社) 日本船主協会港湾物流委員会副委員長 外園賢治
- ・ 東北内航海運組合理事長 湯村健介
- ・ 東北旅客船協会専務理事 庄司忠雄  
(会長 三船博敏 代理)
- ・ 東北港運協会副会長 佐藤 黙
- ・ 仙台湾水先区水先人会会長 小松原正郎
- ・ 宮城県漁業協同組合連合会会長 木村 稔
- ・ 全日本海員組合東北地方支部支部長 高橋健二
- ・ 仙台市経済局産業政策部国際経済課長 遠藤和夫  
(仙台市長 藤井 黎 代理)
- ・ 石巻市長 土井喜美夫
- ・ 塩竈市長 佐藤 昭
- ・ 気仙沼市建設部長 高須正美  
(気仙沼市長 鈴木 昇 代理)
- ・ 女川町長 安住宣孝
- ・ 横浜税関塩釜税関支署長 村上猛俊  
(横浜税関長 大前 茂 代理)
- ・ 東北経済産業局産業部産業振興課長 山内堅三  
(東北経済産業局長 本部和彦 代理)
- ・ 東北運輸局企画振興部長 名執 潔  
(東北運輸局長 松本和良 代理)
- ・ 東北地方整備局港湾空港部長 赤司淳也  
(東北地方整備局長 森永教夫 代理)
- ・ 塩釜海上保安部次長 及川 安治  
(保安部長 佐々木稔 代理)

- ・ 宮城県議会議員 高橋長偉
- ・ 宮城県議会議員 中山耕一
- ・ 宮城県総務部長 三浦秀一
- ・ 宮城県企画部長 伊東智男
- ・ 宮城県環境生活部次長（技術担当） 須藤幸藏  
(環境生活部長 三浦俊一 代理)
- ・ 宮城県産業経済部次長 今野純一  
(産業経済部長 遠藤正明 代理)
- ・ 宮城県土木部建設交通局長 山本 聰

### 3 議題

#### (イ) 報告

第27回宮城県地方港湾審議会議案の処理について

#### (ロ) 審議

議案第1号 石巻港港湾計画の改訂について

議案第2号 仙台塩釜港（塩釜港区）港湾隣接地域の変更について

### 4 審議経過の概要

#### (1) 開会

審議会を公開することについて事務局から確認がなされた。

（傍聴希望者名、報道機関名）

#### (2) 挨拶

宮城県土木部山本建設交通局長から、今回の審議会の概要説明を含めて挨拶があった。

#### (3) 会議成立の確認

事務局から委員総数30名中出席27名、うち本人出席17名、代理出席10名で過半数の定足数に達しており、宮城県地方港湾審議会条例第7条第2項の規程により本審議会が成立していることが報告された。

#### (4) 議長選出

宮城県地方港湾審議会条例第7条第1項の規定により、須田会長が議長となった。

#### (5) 議事録署名人の氏名

仙台湾水先区水先人会長の小松原委員と塩竈市長の佐藤昭委員が指名された。

#### (6) 議事

##### イ 報告

第27回宮城県地方港湾審議会議案の処理について

事務局から第27回宮城県地方港湾審議会議案のその後の経過等が報告された。

(質疑なし)

○ 口 審議

(イ) 石巻港港湾計画の改訂について

事務局から議案第1号石巻港港湾計画の改訂について、議案書、参考資料により説明された。

○ <議長 須田会長>

併せて、平成17年1月26日に開催された第33回宮城県地方港湾審議会幹事会での議案第1号の審議結果について、幹事会の議長を務めた東山幹事から報告願います。

○ <東山幹事>

第33回幹事会におきまして本議案について審議を行いましたところ、原案のとおり適当であるとの結論に達しましたことを御報告致します。

○ <議長 須田会長>

ただいまの事務局からの説明と幹事会での審議結果報告のありました議案第1号について、御意見、御質問等はございませんか。

○ <木村委員>

今回の改訂では雲雀野港の沖防波堤、南防波堤を計画変更して岸壁のほうにつなげるということですが、これは雲雀野港の海域を閉め切ってしまい影響が大きいと思われます。

この点については関係者の意見を聞きながら慎重に進めて頂きたいと考えております。

○ <事務局>

閉め切ることによる影響ということで、漁業関係者との調整をよく図られたことなどでございますが、この計画策定の段階で石巻港に関する石巻市、矢本、鳴瀬の七漁協と調整させて頂きました。その中で、閉め切ることによる漁業への影響が出た場合、それから漁業振興策につきまして話がでて、今後協議調整を行うこととしております。計画そのものよりも実際に作る事によっての影響がどうなるのかということについて心配をなされておりました。その点

がこれから調整課題だろうかというように考えております。

〈議長 須田会長〉

ということは、今後いろいろと問題があった場合には、関係者と協議するということでしょうか？

〈事務局〉

整備までの間に、関係する漁協さんと調整させていきたいと考えております。

〈議長 須田会長〉

これから協議をしながらということのようですので、よろしいでしょうか？

〈木村委員〉

はい。

〈議長 須田会長〉

ほかにございませんか。

〈高橋委員〉

旅客船の乗降客のために内港地区に小型桟橋を新たにつくるということでございますが、この小型桟橋というのはどの程度のもので、どのような形で設置を計画されているのかお伺いしたいと思います。

そして釜池区の水面貯木場の一角にプレジャーボートの施設を作るということですが、この次期港湾計画改訂の概要を見ると原木の輸入量が目標年次までにかなり増えるということが書かれておりますが、現在の水面貯木場をこのような形でプレジャーボートのために割くということになると、扱いがどうなのかな、本当に間に合うのかなというような気がします。さらに潮見埠頭なんですが、ここは御承知のとおり台風や暴風の場合に漁船もここが一番安全だということで避難港の役目を実はしているところです。実に重要な拠点となっていると思っています。台風の時など小型漁船や、様々な船がどんどん集まってきて避難しているようなところなのですが、そういうときにこの計画で対応できるのかなと思いますのでこの二点につきましてお伺い致します。

〈事務局〉

離島航路の小型桟橋ですが、こちらは浮桟橋を計画しております。それから貨物量の増加や、船がかなり入ってきているというお話でございますが、今回プレ

う

ジャーボートという格好で位置づけしましたのは、地元の懇談会や構想委員会といったところで港湾機能だけではなく、市民に親しまれる機能ということでやはりプレジャーボートの係留する場所も必要、ということで多くの機能が要望されているなかで、プレジャーボートの場所が既定計画の中にもございましたのでプレジャーボートを位置づけしたという形になっております。今後木材関連の会社とか、関係される方も多いので、利用調整を図りながら進めていきたいと考えております。

○  
(議長 須田会長)

もう一点ございましたね。小型船の避難場所ということについて。

○  
(事務局)

日和埠頭の東側の一帯が唯一の避難的な場所として要望されるのかなと考えております。

○  
(議長 須田会長)

泊地は確保されているとお考えなのですか。

○  
(事務局)

今回廃止した日和埠頭とかもありますので、緊急時の避難場所としてはある程度対応できるかなと考えております。

○  
(高橋委員)

今のプレジャーボート、について反対するわけではないのですが、安全の観念からすると、航路についても複数の小さい船が大型船の目の前を行き来することになりますので、もしそういう形にシフトするということであれば十分な安全管理、安全航行というものを適切な形でやって頂かないと、航路も狭いですから大型船が避けきれないなどの様々な問題を引き起こすだらうと思われますので御留意いただきたいと思います。

○  
(議長 須田会長)

只今のご要望に対して、事務局から何かお答えはございますか。

○  
(事務局)

先程御指摘頂きました釜地区の貯木場周辺の利用に関しましては、元々いろいろな利用形態が入り組んだ地域でございますので、そこが今回の港湾計画の改

訂の場において、最終的にどのようなマスターplanにするかという点については、実は過程においていろいろ議論のあった部分でございます。

全体的に、当然木材という貨物の取扱機能自体につきましても重視するべきでございますし、片方で市民サイドからのプレジャーボートという問題についてどう対処するかという要請にも当然答えなければならないわけで、限られた港湾の静穏空間をうまくスペースシェアするという考え方からすれば、様々な検討結果のまとめとしては、今回の計画のようなマスターplanにしたいということです。

ただ御指摘のように、この地域に於いてプレジャーボートの係留場所をある部分確保するとした場合に、物流系ですとか、避難してくる船とか、ある意味既存の業種の方々との利用調整というのが当然出てきますので、これは最終的な絵姿もございますが、プロセスにおいてどういうタイミングでどういう条件が整ったらそちらにシフトしていくかということを含めてそれぞれの関係者の方々ときっちり調整をしながら進めていきたいと思います。それにつきましては、当初の説明に出てきた事前の構想検討委員会の中でも示されまして、実施に向けては空間についての各種関係者の協議会を作りながら調整をしていくことが重要であると答申の中にもございましたので、先程の委員の御指摘と構想委員会の事前の検討会での検討経緯をふまえて、具体的案については検討してきたいと考えております。

〈長谷川委員〉

水質についてお伺いしたいんですが、環境アセスメントということで公共用水域測定結果の工業港入口というのがこの資料でいうと釜地区のポイントになるのでしょうか。こここの水質についてCODが75%値の地点になりますので、6.2mg/Lに増えるということになっております。こここの類型がCですから、8mg/L以下が基準となります。現状がこれ位だとちょっと高いということになるわけですね。今度の計画の中でいいますと、先程の説明の中で原木の貯蔵する量が111万トンから160万トン位に増えるということですよね。それによる汚濁もあるのでしょうか。

また、これは影響無いと思うのですが、銅肥料の処理量が増えているということ、銅肥料ですからたぶん水質には影響は無いと思うのですが、それも含めて、全体的な中でいうと、元々水質の悪い状態なのに、さらに悪化するのかなという事ですね。前に比べると、防波堤が離岸堤であったのが最終的につないでしまった格好になっておりますので、流れも悪くなってきて水質の悪化が心配されるのかなと思うのですが、それについてどう検討されたのか教えて頂きたい。

〈事務局〉

原木関係が増加しているのは、製材関係と北洋材関係が増えるという形です。

そうすると陸上の土場に直接あげますので水面貯木場に置くということにはなっておりません。南洋材につきましては従来から減少しております、今回の貯木場につきましては現況程度の、現在1／3程度利用しているのですが、将来としても利用は現況程度だろうと見込んでおります。そういうことで、中からのこういった貨物による水質の悪化ということについては生じないと考えております。

〈議長　須田会長〉

先程の飼肥料関係からの水質の汚濁というのはほとんどないと考えてよいのですね。貯木場も今までの利用規模と変わらないので、水質も現状維持だろうとうお考えなのですね。

〈事務局〉

はい。

〈首藤委昌〉

廃棄物の件ですが、先程の説明によると、県内からでる廃棄物（建設残土）が117万m<sup>3</sup>くらい出るだろうと見込んでおられて、そのうち92万m<sup>3</sup>を将来石巻沖で埋めるというお考えなのですよね。確認ですが、これから117万m<sup>3</sup>もの残土が出てくるということは、これは港湾計画ですけども実際にはおそらく土木行政全体の中で建設残土であるとか浚渫土といった物はここにもってくるということはもう決められていると思うんですね。しかしながら、県内全体から考えればここにもってくるというのは大変な事だらうと思うのです。そうしてみると果たして92万m<sup>3</sup>というのは確保できるのかなという気がします。この点については計画の中で検討されていると思うのですが、例えば建設残土はどのくらい、浚渫土はどのくらいというのがもしわかつていればお示しください。

〈事務局〉

資料その1の64ページ(3)に記載しております。浚渫土砂として72万m<sup>3</sup>、陸上残土として20万m<sup>3</sup>ということで、この浚渫残土につきましては塩釜港の航路の維持浚渫、それから松島湾内の航路の維持浚渫土砂関係をここに処理する考えであります。陸上土砂につきましては、石巻地区を中心として発生する建設残土関係を考えております。

〈首藤委員〉

耐震強化岸壁を完成させるにはどのくらい時間がかかるものでしょか？またどのくらいの地震に対応できるものでしょか。

〈事務局〉

今回の港湾計画の中で、効率的な社会環境を考えると地震対策というのはやはり極めて重要なファクターの一つでございますので、それを踏まえて位置づけさせて頂きました。ここで書いております耐震強化岸壁というのは、全く新規でなにも構造物の無いところに耐震強化岸壁を作りますので、ある意味極めてノーマルな設計ができるのですけど、全国的な国の指導方針に基づきますと、基本的には想定される一番大きな地震に対応する、併せて阪神大震災レベルのものが直下型であった場合でも耐えられるような設計震度で設計することとなっております。

これでいきますと宮城県で言われております宮城県沖地震、連動型ですとか、そういうしたものにも基本的には耐えられる設計になっております。国の指導方針に基づいて設計するとそういうことになります。

〈議長 須田会長〉

首藤先生がおっしゃっていたかったのは、間に合うのかということですか。

〈首藤委員〉

せっかく特別措置法ができたのですから、タイミングの問題です。せっかく特別措置法ができたのだから、そこからお金を多くもらって早めに事業を進めてはどうかということです。

〈事務局〉

全体的な施工の段取りといいますか、施工手順の調整もございますが、可能な範囲においては事業がなるべく早く進むように努力したいと考えております。

〈佐藤（昭）委員〉

計画の話でお伺いしたいのですが、雲雀野地区の波除堤、240mあるんですか、これが計画上全面撤去ということになっておりますが、こういった閉鎖性の海域の場合どうしても構造物に沿って入ってくる波が結構多いということでは、釜地区のほうでも西突堤、東突堤という形でそういう波を防ぐ波除堤的なもの、仙台港でも閉鎖性海域でだいぶ波除堤的なものをしたと思うのですが、石巻の場合の既設の波除堤ですね、計画図だけから見ると240m全てを撤去しないで半分くらいのこるような絵になっておるので、あえてやはり全面撤去というこ

となるのでしょうか。

○  
<事務局>

波除堤は全て撤去することとなっております。施工の状況を見ながらすすめていくことになると思います。

<首藤委員>

プレジャーボートの件ですが、先のチリ地震津波の際に石巻では漁船が衝突して橋を壊したことがありました、これはたいしたことでは無いのですが、隣の渡波では漁船が一時火を吹きました。プレジャーボートの場合、燃料はガソリンだと思うのですよ。ですからあるいはあれから火を噴きまして、それが町に延焼する恐れがあるわけで非常に問題があるものですから、本当はあそこに放置するなら少なくともガソリンだけは抜いておいてくれると、そういう心配はないのですけどね。つまりプレジャーボート自体は小さいけれども、危険物を積んでいる、そしてそれが火を吹くということ、渡波の場合、漁船でしたけども現実にそういうことはあったわけですね。ちょっと気がつかないような災害ですけども、引き金になる可能性もあるのでその辺に注意なされるほうがいいかと思います。

<議長 須田委員>

非常に貴重な御意見だと思いますので、留意していただきたいと思います。ここに集約する訳ですね。川の方ではなくて、川の方にあると危ないので、ここへということだと思います。ほかに御意見はございませんか。

○  
<高橋委員>

臨港交通体系の整備ということで、具体的な説明があるかと思っていたのですが特にはなかったようですね。資料中にも特に説明が見あたりません。ただ、地元の新聞に今回の計画改訂の話が出ていた中で、港の東西を結ぶ橋を造ると出ておりました。既定計画を作った当時は、海底トンネルを造るという夢のある話で、非常に歯切れのいい説明だったと思ったのですが。本当にそうなるのかなと思っていたのですが、今回特に具体的な説明がなく、資料にも細かく書いていないものですからそこのところの話を聞かせて頂きたいのですが。

<事務局>

資料その1の60ページに今回の港湾計画の臨海道路の構造に関して記載しております。御指摘のとおり平成元年の計画までは沈埋トンネルという形での計画で進んでおりました。ただ今回については、構造について、工法的にいろいろ経済的な、

施工的な検討を行うということで、構造検討については今後のいろいろな技術的な発展を見ながら構造を決定していきたいということに、今回は変更したということです。いろいろな構造の中でこの横断道路というものを施工できればと、幅広い視野から検討を進めていこうということです。

〈議長 須田会長〉

工法についてはこれから検討ということでよろしいのですね。

〈事務局〉

はい。

〈議長 須田会長〉

よろしいでしょうか、ほかにございませんでしょうか。

(質疑なし)

〈議長 須田会長〉

それではお諮りいたします。議案第1号につきましては原案のとおり適当であると宮城県知事に答申することとしたいと思いますがいかがでしょうか。

(異議なしの声)

〈議長 須田会長〉

それでは御異議がないようですので、原案のとおりで適当であるとして宮城県知事に答申することにいたします。

それでは、議案第2号、仙台塩釜港（塩釜港区）港湾隣接地域の変更についての審議に移らせて頂きます。事務局から議案の説明を御願いします。

事務局から議案第2号仙台塩釜港（塩釜港区）港湾隣接地域の変更について、議案書、参考資料により説明された。

〈議長 須田会長〉

併せて、第33回宮城県地方港湾審議会幹事会での議案第2号の審議結果について、幹事会の議長を務めた東山幹事から報告願います。

〈事務局〉

第33回幹事会におきまして本議案について審議を行いましたところ、原案

のとおり適当であるとの結論に達しましたことを御報告致します。

○  
〈議長 須田会長〉

ただいまの事務局からの説明と幹事会での審議結果報告のありました議案第2号について、御意見、御質問等はございませんか。

○  
〈首藤委員〉

グリーンに塗っているところで港湾環境整備事業を行い防災機能を強化するということですが、今問題になっているのは一番奥の赤く塗っている部分で利用規制を行おうということですが、利用規制をするとどの辺の水域の船がそんなに増えないから港湾の機能が保全できるのだということなのでしょうか。

○  
それから、宮城県沖地震の発生が高い確率で予想されるということと、グリーンの場所の話とピンクの場所の関係について御説明願います。

○  
〈事務局〉

変更予定図の緑色に着色した部分で、現在環境整備事業ということで事業を行っております。これは緑地をつくりながら高潮にも耐えられるような施設を整備していくという事業でございます。

○  
〈首藤委員〉

その話と赤い部分とは別々の話ではなくて、トータルとして整備するのだけれども今回はこの部分だけということでおよろしいのですね。

○  
〈事務局〉

はい。

○  
〈須田会長〉

よろしいでしょうか。ほかになにかございませんでしょうか。

○  
(質疑なし)

○  
〈議長 須田会長〉

それではお諮りいたします。議案第2号につきましては原案のとおり適当であると宮城県知事に答申することとしたいと思いますがいかがでしょうか。

○  
(異議なしの声)

〈議長 須田会長〉

それでは御異議がないようですので、原案のとおりで適当であるとして答申したいと思います。

## (7) その他

〈議長 須田会長〉

本日の報告事項、審議事項以外で御意見、御質問等なにかございませんでしょうか。

(発言なし)

〈議長 須田会長〉

それでは特にないようですので、以上をもちまして本日の議事の一切を終了させて頂きます。委員の皆様におかれましては慎重に審議して頂きましてありがとうございました。

〈事務局〉

これをもちまして、第28回宮城県地方港湾審議会を終了させて頂きます。ありがとうございました。

## 5 議決內容

議案第1号、第2号について異議なく承認された。